

[別紙1]

初めての6次産業化バックアップ事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書提出

* 交付申請は下記担当部所に提出してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則25日以内)

3. 事業開始

【事業の内容に本質的な影響を及ぼす変更や事業を中止・廃止したい場合】
県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記担当部所まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは: 補助事業目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した日

5. 実績報告書提出

完了・中止・廃止から20日以内又は2月28日までのいずれか早い日。

○実績報告は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出があり次第、補助金額を確定した上で、速やかに支払いを行います。

事業期間中に概算払いできる場合があります。

書類提出先・お問合せ先

| | | |
|----------------|--|--------------|
| 農産 林産 畜産 | 農林水産部東部農林事務所農業振興課 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 | 0857-20-3580 |
| | 農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 | 0858-72-3815 |
| | 中部総合事務所農林局農業振興課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 | 0858-23-3165 |
| | 西部総合事務所農林局農林業振興課 〒683-0054 米子市鞆町一丁目160 | 0859-31-9652 |
| | 西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 | 0859-72-2004 |
| 水産 | 水産振興局水産課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 | 0857-26-7316 |